

特定工場等において発生する騒音の規制基準（騒音規制法）

（法第2条第2項，第4条第1項）  
（昭和47年2月8日栃木県告示第70号）

時間の区分 区域の区分	昼間 〔午前8時から 午後6時まで〕	朝 〔午前6時から 午前8時まで〕 夕 〔午後6時から 午後10時まで〕	夜間 〔午後10時から 翌日の 午前6時まで〕
第1種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

ただし，第2種（夜間を除く。），第3種及び第4種区域内の次の施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内は，各欄の値から5デシベル減じた値とする。

- 1 学校 2 保育所 3 病院・診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）  
4 図書館 5 特別養護老人ホーム 6 幼保連携型認定こども園

＜規制基準適用に係る猶予＞既存の特定工場等について，区域の区分の変更により規制基準が厳しい値になった場合，新たに規制対象となった地域に立地する場合（条例の特定工場等に適用される規制基準より厳しい値になった場合に限る。）は，適用の日から1年間は従前の基準値が適用されます。

特定工場等において発生する騒音の規制基準（栃木県生活環境の保全等に関する条例）

（条例第2条第1項第10号，第5条第1項）  
（条例施行規則第6条）

時間の区分 区域の区分	昼間 〔午前8時から 午後6時まで〕	朝 〔午前6時から 午前8時まで〕 夕 〔午後6時から 午後10時まで〕	夜間 〔午後10時から 翌日の 午前6時まで〕
工業専用地域	75デシベル	70デシベル	60デシベル
前項に掲げる地域以外の地域（次項に掲げる地域を除く。）	65デシベル	60デシベル	50デシベル
学校，保育所，病院，診療所，図書館，特別養護老人ホーム，幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50m以内の区域内の地域	60デシベル	55デシベル	45デシベル

ただし，騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内において，条例の横だし施設（研摩機・クーリングタワー）のみを設置する工場等において発生する騒音の規制基準は騒音規制法の規制基準による。

特定工場等において発生する振動の規制基準（振動規制法）

(法第2条第2項, 第4条第1項)  
(昭和52年8月24日栃木県告示第715号)

時間の区分 区域の区分		昼間 〔午前8時から 午後8時まで〕	夜間 〔午後8時から 翌日の午前8時まで〕
		第1種区域	60デシベル
第2種区域	A	65デシベル	60デシベル
	B	70デシベル	65デシベル

ただし、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内の規制基準は、各欄の値から5デシベル減じた値とする。

- 1 学校 2 保育所 3 病院・診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）  
4 図書館 5 特別養護老人ホーム 6 幼保連携型認定こども園

＜規制基準適用に係る猶予＞既存の特定工場等について、区域の区分の変更により規制基準が厳しい値になった場合、新たに規制対象となった地域に立地する場合（条例の特定工場等に適用される規制基準より厳しい値になった場合に限る。）は、適用の日から1年間は従前の基準値が適用されます。

特定工場等において発生する振動の規制基準（栃木県生活環境の保全等に関する条例）

〔条例第2条第1項第10号, 第5条第1項〕  
〔条例施行規則第6条〕

時間の区分 区域の区分		昼間 〔午前8時から 午後8時まで〕	夜間 〔午後8時から 翌日の午前8時まで〕
		工業専用地域	70デシベル
工業専用地域以外の地域（次項に掲げる地域を除く。）		65デシベル	60デシベル
学校, 保育所, 病院, 診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム, 幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50m以内の区域内の地域		60デシベル	55デシベル